

第4次広島市男女共同参画基本計画の骨子(素案)

第1章 計画の基本的な考え方

目指す姿

市、市民、NPO、企業等の連携・協働による取組により、男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮できる『男女共同参画社会』の実現を目指すとともに、本市の都市像である「国際平和文化都市」の実現に寄与する。(広島市男女共同参画推進条例 前文より)

これまでの推進状況を始めとした本市の現状を踏まえながら、国の第5次男女共同参画基本計画の達成状況等を把握し、社会情勢の変化に伴う国の第6次男女共同参画基本計画の策定状況や第3次基本計画策定後の法改正等の動向を勘案した上で、課題分析を行い、新たな計画の体系及び重点的に対応すべき項目を定める。

第2章 各施策について

基本方針

基本方針1

あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大



基本施策

- ・市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の推進
- ・防災・復興における女性の参画の拡大 **拡**

基本方針2

働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

女性活躍推進法に基づく市町村推進計画



- ・働く場における男女共同参画の推進
- ・職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備
- ・男性にとつての男女共同参画の推進
- ・子育てや介護等の支援の充実
- ・多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進
- ・女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

基本方針3

安心して暮らせる社会の実現

女性支援新法に基づく市町村基本計画 **新規**



- ・生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 **拡**
- ・生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- ・性と生殖に関する健康と権利の浸透

基本方針4

性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

女性支援新法に基づく市町村基本計画 **新規**



- ・性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応 **拡**
- ・配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実 **拡**
- DV防止法に基づく市町村基本計画
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実

基本方針5

男女の人権を尊重する市民意識の醸成



- ・互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進
- ・男女共同参画推進拠点施設における取組の推進
- ・男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進
- ・こどもの頃から男女共同参画を推進する教育の充実
- ・平和の発信と国際理解・国際協力の推進

第3章 計画の推進体制

- ・国、県、市町、経済団体等と連携し、男女共同参画の推進に係る取組を着実に展開し、実効性を確保する。
- ・市長をトップとして、全ての局・区長等が構成する「男女共同参画推進本部」により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図る。
- ・毎年度、施策の目標(指標)の達成状況の把握や施策の推進状況を掲載した年次報告書を作成し、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表する。
- ・市長の諮問機関であり、男女共同参画に関する有識者や公募委員などにより構成する「男女共同参画審議会」において、男女共同参画の施策の進捗状況などを検証し評価する。
- ・男女共同参画を推進する拠点施設である「男女共同参画推進センター」において、その運営主体となる指定管理者と連携を図りながら、積極的な事業を展開する。